

令和5年瑞穂町農業委員会7月総会

令和5年7月20日、令和5年瑞穂町農業委員会7月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

1番	榎本雄一	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	鈴木正実
5番	坂田敬一	6番	中野高雄	7番	古川宗昭	8番	西村一彦
			【欠席】				
9番	村山正信	10番	細渕日出夫	11番	吉岡昭夫	12番	上野勝

農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
------	-------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	長谷部 康行	農政係長 (書記)	田中 悠也
------------------	--------	--------------	-------

農政係	飯野 都佳紗
-----	--------

日程第1	仮議席の指定
日程第2	瑞穂町農業委員会会長の互選
日程第3	議席の指定

追加日程その1

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	瑞穂町農業委員会会長職務代理の互選
日程第3	瑞穂町農地利用最適化推進委員の委嘱

追加日程その2

日程第1	諸報告
日程第2	議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
	報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 30 分

事務局 (長谷部 康行 君) 本日はご多忙のところ瑞穂町農業委員会 7 月総会にお集まりいただき誠にありがとうございます。私、農業委員会事務局長の長谷部と申します。どうぞよろしく願いいたします。

最初に辞令書の交付を行います。町長から農業委員全員に順番で交付いたします。4 名ずつ呼びますので、呼ばれた方は前へお願いします。

(辞令書の交付)

事務局 (長谷部 康行 君) ありがとうございます。続きまして、杉浦町長よりご挨拶を申し上げます。

町 長 (挨拶)

事務局 (長谷部 康行 君) ありがとうございます。次に自己紹介をお願いしたいと思います。上野委員から順に時計まわりでお願いいたします。

(自己紹介)

事務局 (長谷部 康行 君) ここで杉浦町長は公務のため、退席されます。

(町長退席)

事務局 (長谷部 康行 君) それでは本日の議事日程に沿って議長の進行により進めていただきたいと思います。瑞穂町農業委員会会議規則第 4 条により、会長は、総会の議長となり、議事を整理する。とありますが、会長が選出されるまでの間、臨時議長が職務を行うこととなっております。臨時議長の選出についてですが、瑞穂町議会の場合は、地方自治法第 107 条で、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行うとあります。農業委員会といたしましてもこの例にならい、年長の委員に臨時議長をお願いすることにしたいと考えています。賛成の方は挙手願います。

挙手多数

事務局 (長谷部 康行 君) ありがとうございます。挙手多数と認め、そのように決定させていただきます。本日ご出席いただいた農業委員で、これにあてはまるのは上野委員でございますので、上野委員に臨時議長をお願いしたいと思います。

臨時議長 (上野 勝 君) 改選後初めての総会でありますので、会長が選出されるまでの間、私が臨時議長の職務を務めさせていただきます。何とぞよろ

しくお願い申し上げます。定足数に達しておりますので、これより令和5年瑞穂町農業委員会7月総会を開催いたします。これより本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席の指定は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2、瑞穂町農業委員会会長の互選を行います。会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、委員の互選によることとなっております。会長の選出方法は、投票による方法、指名推薦による方法等がございますが、従来、どのような方法であったか事務局よりご説明いたします。

事務局

(長谷部 康行 君) 会長の選出方法につきましては、選考委員の推薦によって、会長を決定する方法が慣例となっております。選考委員につきましては、殿ヶ谷地区、石畑地区、箱根ヶ崎地区、長岡地区、元狭山地区から代表者1名を選出しています。選考委員の選出については農業委員としての期数の長さや、年齢を考慮して決定しています。以上です。

臨時議長

(上野 勝 君) 今、事務局からの説明では、選考委員を選出してその方々により会長候補者を推薦するということですが、この方法でよろしいでしょうか。よろしければ挙手願います。

挙手多数

臨時議長

(上野 勝 君) 挙手多数によりご異議ないものと認め、選考委員による推薦の方法に決定いたします。選考委員につきましては、先ほどの事務局の説明のとおり、選考委員の農業委員としての期数の長さや、年齢を考慮して、各地区から代表者1名を選出しているとのことですが、この方法でよろしいでしょうか。よろしければ、挙手願います。

挙手多数

臨時議長

(上野 勝 君) 挙手多数によりご異議ないものと認めます。では事務局より選考委員の候補者を報告してください。

事務局

(長谷部 康行 君) 事務局から報告します。各地区の代表として、榎本委員、古川委員、村山委員、西村委員、鈴木委員の5名が適当だと考えます。以上です。

臨時議長

(上野 勝 君) ただ今の事務局からの説明で挙げた5名を選考委員として決定してよろしいでしょうか。よろしければ、挙手願います。

挙手多数

臨時議長 (上野 勝 君) 挙手多数によりご異議ないものと認めます。それでは選考委員の方に別室にて協議していただき、しばらくの間休憩いたします。

(休 憩) 午後1時40分から1時43分まで

臨時議長 (上野 勝 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。選考委員の皆様には大変ご苦労様でした。それでは、選考委員の代表から選考結果の発表をお願いいたします。

選考委員 (村山 正信 君) 選考委員会において協議した結果、会長に上野 勝 氏を推薦いたします。今後の農業委員会は地域計画や中間管理事業の形態変更など、変化を迎えます。その中で、60年以上農業に従事しており、前会長としても大変ご活躍された上野委員は農業委員会の先頭に立つにふさわしい人物と考えます。したがって上野委員を農業委員会会長に推薦します。

臨時議長 (上野 勝 君) ただ今、村山委員より会長に私、上野委員を推薦する旨のご発言がございましたが、この推薦にご賛成の方は挙手願います。

挙手多数

臨時議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、推薦どおり瑞穂町農業委員会会長は私、上野 勝に決定いたしました。これをもちまして臨時議長の任を解かせていただきます。ご協力大変ありがとうございました。

事務局 (長谷部 康行 君) ありがとうございました。ここで会長に就任されました上野委員よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局 (長谷部 康行 君) ここからの進行は瑞穂町農業委員会会議規則第4条により、上野会長をお願いいたします。

議長 (上野 勝 君) 会長として、議長の職に就かせていただきます。よろしくをお願いいたします。日程第3、議席の指定を行います。議席の指定については瑞穂町農業委員会会議規則第7条の規定により、くじを行うこととなっておりますので、これよりくじを行います。くじの順序は仮議席順といたします。

(くじを行う)

議長 (上野 勝 君) 議席の発表を事務局より行います。

事務局 (田中 悠也 君) 議席の発表をさせていただきます。1番 榎本雄一委員、2番 山田明弘委員、3番 青木一幸委員、4番 鈴木正実委員、5番 坂田敬一委員、6番 中野高雄委員、7番 古川宗昭委員、8番 西村一彦

委員、9番 村山正信委員、10番 細渕日出夫委員、11番 吉岡昭夫委員、12番 上野勝委員です。

議長 (上野 勝 君) ただ今の発表のとおり決定いたしますので、本議席にご着席をお願いいたします。

(議席の移動)

議長 (上野 勝 君) 追加日程その1に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番委員の榎本雄一さんと2番委員の山田明弘さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第2、瑞穂町農業委員会長職務代理の互選を行います。職務代理の選出方法は、投票による方法、指名推薦による方法等ございますが、従来、どういう方法であったか事務局よりご説明いたします。

事務局 (長谷部 康行 君) 会長職務代理の選出方法につきましては、選考委員の推薦によって、会長職務代理を決定する方法が慣例となっております。

議長 (上野 勝 君) 今、事務局からの説明では、選考委員を選出してその方々により職務代理候補者を推薦するということですが、この方法でよろしいでしょうか。よろしければ、挙手願います。

挙手多数

臨時議長 (上野 勝 君) 挙手多数によりご異議ないものと認め、選考委員による推薦の方法に決定いたします。つきましては選考委員につきましては、先ほどの会長選出と同じ5名を選考委員として決定してよろしいでしょうか。よろしければ、挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数によりご異議ないものと認め、選考委員を、榎本委員、古川委員、村山委員、西村委員、鈴木委員の5名といたします。それでは選考委員の方に別室にて協議していただき、推薦者が決定するまでの間休憩いたします。

(休 憩) 午後1時59分から14時02分まで

議長 (上野 勝 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。選考委員の皆様には大変ご苦労様でした。それでは、選考委員を代表しまして村山委員より選考結果の発表をお願いいたします。

選考委員 (村山 正信 君) 選考委員会で協議した結果をご報告いたします。瑞穂町農業委員会会長職務代理に坂田 敬一氏を推薦いたします。坂田委員

はその人柄や経歴、中立委員という立場から会長職務代理にふさわしいと考え、推薦します。

議長 (上野 勝 君) ただ今、村山委員より、会長職務代理に坂田委員を推薦する旨のご発言がございましたが、この推薦にご賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、推薦どおり坂田委員を瑞穂町農業委員会会長職務代理に決定いたします。ここで瑞穂町農業委員会会長職務代理に就任されました坂田委員よりご挨拶をお願いします。

(会長職務代理挨拶)

議長 (上野 勝 君) ありがとうございます。これより、しばらくの間休憩といたします。

(休 憩) 午後 2 時 05 分から 2 時 15 分まで

議長 (上野 勝 君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第 3、瑞穂町農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (田中 悠也 君) 瑞穂町農地利用最適化推進委員の委嘱について、氏名、生年月日を説明。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。お諮りします。農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、農地利用最適化推進委員の委嘱は原案のとおり決定いたします。なお、このあと農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付を行います。

(農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付)

議長 (上野 勝 君) 追加日程その 2 に入ります。日程第 1、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 続きまして、日程第2、議案第1号、番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第1号、番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第1号、番号1農業経営基盤強化促進法による利用権設定に伴う現地調査について聞き取りを担当した前委員より引継ぎした調査内容を報告します。現地調査は7月10日(月)午前10時30分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。今回の農地は継続して利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、ネギ、トウモロコシ、ブロッコリー、キャベツ、白菜を栽培しています。

耕作面積は約4町です。農業従事者は本人、妻、従業員5名、パート2名です。農業従事日数は本人が350日、妻が300日、従業員が各250日、パートが各120日です。所有機械はトラクター4台、管理機7台、軽トラック3台、軽バン2台、2tトラック1台を所有しています。販路につきましては、量販店です。取得農地の営農計画はネギを栽培予定です。通作距離は車で1分です。販路は量販店です。

担当委員の意見としましては、申請人は申請地を適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。議案第1号番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、相続人〇〇、被相続人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件については、会長専決ということで処理済みになっておりますが、質疑がございましたら、お願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件については、会長専決ということで処理済みになっておりますが、質疑がございましたら、お願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして、本総会に付議された案件につきましてはすべて終了いたしました。これにて令和5年瑞穂町農業委員会7月総会を閉会いたします。

閉 会 午後2時35分